

(広 報 資 料)



相続に関する連続講座（全3回）を開催します。1回のみ
の参加もOK！
お一人でも、親子でも、
お気軽にお越しください。

令和元年6月25日
京 都 市
北 区 役 所
〔担当 地域力推進室〕
電話 432-1208

「司法書士・税理士による住まいの将来を考える連続講座」の開催について

この度、京都市では、空き家の発生予防や活用に向けたきっかけづくりとして、相続をテーマに全3回の連続講座を開催しますので、お知らせします。不動産の相続・税制度、空き家を放置する危険性等について司法書士及び税理士がわかりやすく解説するほか、京都市の空き家活用の支援制度を御紹介します。現在不動産を所有していない方も含め、お気軽に御参加ください。

1 開催日時及び内容

- (1) 令和元年9月5日（木） 午後1時30分～午後2時30分
「住まいの将来を考えてみよう」
家を住み継ぐための備えや、もし空き家所有者になったら気を付けるべきポイントを司法書士が分かりやすく解説します。
- (2) 令和元年9月13日（金） 午後1時30分～午後2時30分
「遺言書・エンディングノート作成のススメ」
遺産分割や遺言書の作成など、専門的な内容を司法書士が分かりやすく解説します。
- (3) 令和元年9月30日（月） 午後1時30分～午後2時30分
「相続にまつわる税金の基本知識と相続対策」
相続法の改正や、相続にまつわる税対策に関して、税理士から分かりやすく解説します。

2 会 場

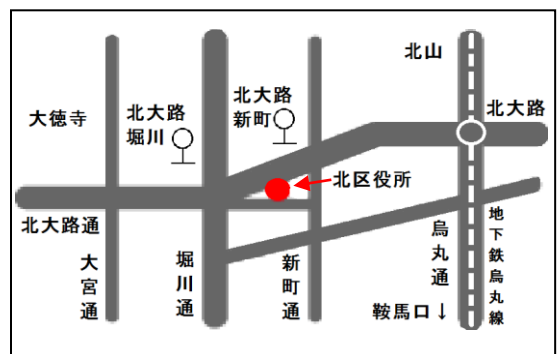
北区役所 3階大会議室

(京都市北区紫野東御所田町33-1)

市バス・京都バス…「北大路新町」下車 徒歩 2分

地下鉄…「北大路駅」下車 徒歩 10分

※ 御来場は公共交通機関を御利用ください。



3 定員

先着各回50名

4 費用

無料

5 申込方法

参加を希望される方は、北区役所地域力推進室まで、電話、FAX、Eメールのいずれかにて、必要事項（①参加希望日②氏名（ふりがな）③住所④電話番号）をお伝えいただき、お申し込みください。先着順で受け付け、定員になり次第締め切ります。

追って、参加できる方全員に通知（各日程の詳細）を郵送します。

6 申込期間

令和元年7月16日（火）～8月16日（金）

7 申込先

京都市北区役所地域力推進室まちづくり担当

電話：075-432-1208

※受付時間：午前8時30分～午後5時、土日・祝日除く

FAX：075-441-3282

Eメール：kita-ku@city.kyoto.lg.jp